

熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業者募集実施公告

熊谷市役所本庁舎 1 階市民課待合ホールへの自動証明写真機の設置維持管理事業者を募集して選定するため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

熊谷市長 小 林 哲 也

記

1 事業概要

(1) 事業名

熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業

(2) 目的

自動証明写真機の設置により来庁者の利便性の向上及び自主財源の確保を図るため、熊谷市役所本庁舎において自動証明写真機を設置及び運用する事業者を募集することを目的とする。

(3) 設置場所及び開庁時間

自動証明写真機の設置場所は、熊谷市役所本庁舎 1 階市民課待合ホール（別図参照）とし、詳細は、協議の上決定する。

(4) 設置期間

運用開始日から 5 年間とし、その後の取扱いは協議するものとする。

(5) 仕様等

機器の設置、移設、撤去、設置期間中の維持管理等の経費及び電気使用料については、事業者の負担とする。

詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

(6) 施設使用形態

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部の使用を目的外使用許可する方法により行う。

2 応募資格

応募できる事業者は単独の事業者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成 1 7 年規則第 6 8 号）第 2 0 条の 2 の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でな

いこと。

- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。
- (3) 熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (6) 公告日を基準として、過去２年の間に官公庁において、自動証明写真機の設置、維持及び管理を行った実績があること。
- (7) 直近の年度において、法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 熊谷市役所本庁舎からおおむね２時間以内に到着が可能な場所に本社又は支社若しくは営業所等を有していること。

3 応募の手続

- (1) 応募書類の提出期間

令和７年７月１８日（金）から令和７年８月１日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 提出場所

熊谷市宮町二丁目４７番地１

熊谷市総務部庶務課（熊谷市役所本庁舎４階 北側）

電話 ０４８－５２４－１１１１（内線２３４）

- (3) 提出書類

ア 熊谷市自動証明写真機設置維持管理事業者募集申込書（１部提出）〔様式第１号〕

イ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）

ウ 納税証明書

法人市民税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人の場合）、法人税（熊谷市内に本店・支店等を置く法人以外の法人の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

エ 会社概要（パンフレット可）

オ 設置使用する自動証明写真機のカatalog（写し可）

カ 誓約書（１部提出）〔様式第２号〕

キ 委任状（１部提出）〔様式第３号〕（代理人が応募等を行う場合）

※１ 証明書等は発行後３か月以内のものとする。

※２ 提出書類は返却しない。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料の提出を求めることがある。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※１ 郵便による場合は提出期限日までに必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

※２ 郵便事故等については、市は一切の責任を負わない。

(5) 提案書に記載する販売手数料

設置する自動証明写真機に係る総売上に対する割合を記載すること。

(6) 最低販売手数料は、３６％とする。

※ 販売手数料提案書には、３６％未満の数値を記載しないこと。

(7) 一度提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(8) 応募書類を提出した事業者には、後日入札参加資格結果に関する通知を送付する。

4 質問書の提出及び回答

(1) 受付の期間及び時間

令和７年７月１８日（金）午前８時３０分から同月２５日（金）午後５時１５分まで

(2) 提出方法

質問書（様式第４号）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。
電子メールの送信後、必ず総務部庶務課に電話して着信を確認すること。
なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

【提出先】 総務部庶務課

電子メール shomu〔アットマーク〕city.kumagaya.lg.jp

※ 質疑がない場合は、提出不要

(3) 回答の時期及び方法

令和７年７月３０日（水）までに、熊谷市ホームページに掲載する。

5 設置候補者の選定期日及び選定方法

(1) 設置候補者の公開選定日

ア 日時 令和７年８月８日（金）午前１０時から

（受付時間は、午前９時３０分から午前１０時まで）

イ 場所 熊谷市役所本庁舎 7 階 入札室

※ 公開選定への立会いは、事前申込み不要とする。

- (2) 応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置候補者の選定対象とする。
- (3) 様式第 5 号の販売手数料提案書に必要事項を記入の上、割印を押印した封筒に封緘した状態で持参すること。
- (4) 販売手数料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する販売手数料以上であり、かつ、最も高い販売手数料の提案を行った者を選定して設置候補者とする。なお、最高の販売手数料の提案者が 2 人以上ある場合は、くじにより選定する。

6 無効な応募

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) 不正行為による応募
- (2) 提案書に記載された数値が最低販売手数料の数値に満たないもの
- (3) 応募する数値が訂正してあるもの
- (4) 応募者の記名・押印が欠けているもの
- (5) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確なもの
- (6) 募集申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載があるもの

7 協定の締結

- (1) 設置候補者は、設置候補者決定に係る通知書を受領した日から 7 日以内に協定書を締結すること。なお、協定書（案）は、別紙のとおりとする。
- (2) 正当な理由がなく、指定期日までに協定書を締結しない場合は、設置候補者の決定を取り消し、次点以降で提案書の数値の高い順（同額の場合は、その都度くじにより決定する。）に契約交渉を行う。
- (3) (2)により設置候補者の決定を取り消された者は、次回から応募資格がないものとする。

8 その他注意事項

詳細は、実施要領及び仕様書による。

9 問合せ先

熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1 熊谷市総務部庶務課

電話 0 4 8 - 5 2 4 - 1 1 1 1（内線 2 3 4）